環境。省令第三号経済産業省

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)の規

定に基づき、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正す

る省令を次のように定める。

平成十四年六月二十八日

経済産業大臣 平沼 赳夫

環境大臣 大木 浩

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則(平成十三年環)境(省)

第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「登録」 を 「 第 一 種フロン類回収業者の登録」 に改める。

第四条の見出し中「 軽微な」 を「 第一種フロン類回収業者の登録 事項 の軽微な」 に改める。

第五条の見出し中「変更」を「第一種フロン類回収業者の登録事項の変更」 に改める。

める。

第十二条の見出し中「主務大臣」を「都道府県知事による回収量等の主務大臣」に改める。

第十二条の十の次に次の五条を加える。

第二種フロン類回収業者による回収量等の都道府県知事への報告)

第十二条の十一 法第三十三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二十二条第二項の主務省

令で定める事項は、次のとおりとする。

前年度においてフロン類を回収した第二種特定製品の台数及び回収したフロン類の量

前年度において自動車製造業者等に引き渡したフロン類の量

三 前年度において自ら再利用したフロン類の量

四 前年度の三月三十一日現在で保管していたフロン類の量

2 第二種フロン類回収業者は、年度終了後三月以内に、 様式第四の六による報告書を事業所ごとに作成し、

都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県知事による回収量等の主務大臣への通知)

第十二条の十二 法第三十四条の規定により、 都道府県知事は、 前条第二項の規定による報告を受けたとき

は 年度終了後六月以内に、 様式第四の七による通知書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなけれ

ばならない。

(第二種特定製品引取業者の自動車フロン類管理書の記載事項)

法第三十七条の主務省令で定める事項は、

次のとおりとする。

自動車フロン類管理書の番号

第十二条の十三

第二種特定製品を引き取った年月日、当該第二種特定製品の引取りを求めた第二種特定製品廃棄者の

氏名又は名称及び電話番号

当該第二種特定製品引取業者の氏名又は名称、 登録番号及び電話番号

四 当該引取りに係る第二種特定製品が搭載されている自動車の製造等をした者の氏名又は名称、 当該自

動 |車の種別(大型バス(人の運送の用に供する乗車定員十一人以上の自動車(以下「バス」という。)

であって自動車の長さが七メートル以上のものをいう。以下同じ。) 若しくは小型バス (大型バス以外

のバスをいう。) 又はバス以外の自動車の別をいう。) 及び道路運送車両法の規定による車台番号並び

に当該第二種特定製品に充てんされているフロン類の種類

五 当該引取りに係るフロン類を第二種フロン類回収業者に引き渡した年月日、 引き渡した相手方の氏名

又は名称、登録番号及び電話番号

六 法第六十条第一項に規定する料金が支払われている旨 (次号に該当する場合を除く。)

当該第二種特定製品引取業者が第二種フロン類回収業者を兼ねている場合において、

当該者が自ら当

該フロン類の再利用をすることがあらかじめ明らかな場合にはその旨

七

法第三十九条第一項の主務省令で定める委託)

第十二条の十四 法第三十九条第一項の主務省令で定める委託は、 第二種特定製品が搭載されている自動車

を製造し、又は輸入する行為の委託であって、当該自動車の部品、 材料、設計、自己の商標の使用等に関

する指示が行われているものとする。

(第二種フロン類回収業者の自動車フロン類管理書の記載事項)

第十二条の十五 法第三十九条第一項の主務省令で定める事項は、 次のとおりとする。

一 フロン類を回収した年月日

当該フロン類を自動車製造業者等に引き渡した年月日及び引き渡した相手方の氏名又は名称並びに当

該フロン類の引渡しに使用するフロン類回収容器又はパレット (フロン類回収容器を収納して運搬する

ための器具をいう。) ごとに付された番号

第二十三条の次に次の三条を加える。

(第二種フロン類回収業者による料金の請求方法)

第二十四条 法第五十七条第一項の規定により自動車製造業者等が定める料金を請求しようとする第二種フ

ロン類回収業者は、 次に掲げる事項を記載した書面を自動車製造業者等に提出しなければならない。

一 当該第二種フロン類回収業者の氏名又は名称及び登録番号

振込金融機関又は郵便局の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号

二 当該請求に係る自動車フロン類管理書の番号

(料金の公表の方法)

第二十五条 法第五十八条の規定による公表は、 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、

ターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の規定は、法第六十一条の規定により行う公表について準用する。

(自動車フロン類管理書等の保存)

第二十六条 法第六十三条第一項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

2 前項の規定は、法第六十三条第二項及び第三項に規定する主務省令で定める期間について準用する。

附則

この省令は、 法附則第一条第二号に規定する規定の施行の日(平成十四年十月一日)から施行する。